

四国中央市少年育成センター条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 70 号

(設置)

第 1 条 少年の健全な育成を図るため、四国中央市少年育成センター(以下「少年育成センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
四国中央市少年育成センター	四国中央市下柏町749番地2

(業 務)

第 3 条 少年育成センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 少年の健全育成の推進に関すること。
- (2) 少年の補導、指導及び相談に関すること。
- (3) 関係機関及び団体等との連絡及び協調に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な業務

(運営協議会)

第 4 条 少年育成センターを適正かつ円滑に運営するため、四国中央市少年育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員(以下「委員」という。)は 15 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 警察関係機関に従事する者
- (2) 教育関係機関に従事する者
- (3) 児童福祉関係機関に従事する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(少年補導委員)

第 5 条 少年育成センターの少年補導業務を推進するため、四国中央市少年補導委員を置く。

(委任)

第 6 条 少年育成センターの管理運営等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 18 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 22 日条例第 48 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の第 4 条第 2 項第 5 号に規定する公募による者が同項の規定により四国中央市少年育成センター運営協議会の委員に委嘱された場合の当該委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 10 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

四国中央市少年育成センター条例施行規則

平成 20 年 12 月 22 日

教育委員会規則第 5 号

四国中央市少年育成センター条例施行規則(平成 16 年四国中央市教育委員会規則第 29 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四国中央市少年育成センター条例(平成 16 年四国中央市条例第 70 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する四国中央市少年育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(少年補導委員)

第 4 条 条例第 5 条に規定する四国中央市少年補導委員(以下「補導委員」という。)の定数は 200 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 補導委員地区長から推薦された者

(2) 小学校及び中学校から推薦された者

(3) 公民館長から推薦された者

2 補導委員の任期は、1 年とする。ただし、補導委員が欠けたときの補欠補導委員の任期は、前任補導委員の残任期間とする。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により委嘱した補導委員に四国中央市少年補導委員証(別記様式。以下「少年補導委員証」という。)を交付する。

4 少年補導委員証の交付を受けた補導委員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 補導に従事するときは常に少年補導委員証を携帯し、その請求があったときは提示すること。

(2) 少年補導委員証を譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 少年補導委員証の紛失又は記載事項の異動があったときは速やかに届け出ること。

(4) 身分を失ったときは直ちに少年補導委員証を返還すること。

(報償金)

第5条 市長は、補導委員が補導活動に従事したときは、予算の範囲内で別に定める額の報償金を交付することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

(表面)

	四国中央市少年補導委員証
氏名	
住所	
上記の者は四国中央市少年補導委員であることを証明する。	
年 月 日	
四国中央市教育委員会 印	

(裏面)

遵守事項
1 補導に従事するときは常に少年補導委員証を携帯し、その請求があったときは提示すること。
2 少年補導委員証を譲渡し、又は貸与しないこと。
3 少年補導委員証の紛失又は記載事項の異動があったときは速やかに届け出ること。
4 身分を失ったときは直ちに少年補導委員証を返還すること。